

I. はじめに

- ・コロナ禍の下での企業活動及び個人消費の下支えを行うとともに、ポスト・コロナ時代を見据えたイノベーション(デジタルトランスフォーメーション(DX)、グリーントランスフォーメーション(GX))の喚起、企業、国民の行動変容に向けた税制措置を果敢に講じていくべき。
- ・中期的視野に立ち、経団連「新成長戦略」(令和2年11月)で謳った、持続可能な資本主義・経済社会と整合する税制措置のあり方の検討が必要。
- ・デジタル経済における国際課税について、納税者たる企業の税負担と事務負担に留意した上で、残された各種技術的論点に係る議論の継続が重要。既存の外国子会社合算税制(CFC税制)についても、抜本的な簡素化等に向けた検討を前進させるべき。

II. ポスト・コロナ時代のわが国企業の価値創造力・競争力の維持・強化に向けて

1. 法人税関係

(1) 基本的な考え方

- ・わが国の法人実効税率については、実質的な税負担の軽減を伴う形で、引き続きOECD主要国及びアジア近隣諸国の平均水準を目指すべき。

(2) DX、GXの加速に向けた税制措置

①イノベーション創出の場の拡大に向けた税制措置

- ・オープンイノベーション促進税制を相応の年数により延長すべき。その上で、出資金額の下限額の緩和、株式保有期間の短縮、資本金額の増加を伴う株式の取得以外の一定の取得の追加等を行うべき。
- ・より中期的な時間軸において、スタートアップ企業による優秀な人材の獲得に資する税制措置等についても、議論していくべき。等

②事業活動の円滑化に向けた税制措置

- ・グループ通算制度の投資簿価修正について、買収プレミアム相当額を子会社株式譲渡時の譲渡原価に算入できる措置を講じるべき。等

③DX、GXに資する設備及び研究開発投資の拡大に向けた税制措置

- ・5G投資促進税制を延長すべき。その上で、対象設備の拡大等について検討すべき。
- ・GXの実現に向けた研究開発税制の拡充や、固定資産税の減免措置、カーボンニュートラル(CN)投資促進税制の対象設備の拡充を検討すべき。
- ・償却資産に係る固定資産税は、廃止を含めて、抜本的な見直しを行うべき。

(3) 税務手続きのデジタル化・簡素化

- ・電子申告のユーザビリティの向上、中小企業を含む今後の電子申告及び電子納税の利用率向上に資する取り組みの検討を期待。
- ・e-Tax/eLTAXの活用等を通じ、電子化対象手続きを拡充すべき。税務調査のICT対応を強力に推進すべき。等

2. 住宅・土地・都市税制

(1) 直面する課題に対応し良質な国民生活の基盤を形成する住宅税制の充実

- ・現行制度に見合う規模感以上の施策の推進継続を前提としつつ、以下を講じるべき。

①住宅ローン減税制度の控除限度額及び控除期間の延長

②「2050年カーボンニュートラル」目標達成に向けて、先進的な高い環境性能を有する住宅の取得促進のための支援措置等

(2) 来年度の負担増の発生状況が納税者に与える影響にも十分留意の上、土地に係る固定資産税の負担調整措置の拡充等

(3) 関係税制の延長・創設等

- ・新築住宅に係る固定資産税の軽減特例の延長/国家戦略特区に係る特例の延長・拡充(貸付供用)等
- ・不動産市場活性化に向けた税制措置の整備等

3. 地方税

- ・電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税収入割の見直し。等

4. 期限切れ租特の延長等

- ・火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実等。
- ・鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長・拡充。
- ・減耗控除/海外投資等損失準備金制度の延長・拡充。
- ・国際船舶に係る登録免許税の特例措置の拡充・延長。
- ・安定的な航空輸送の維持・確保に資する税制措置の整備。
- ・印紙税特例の延長。等

III. サステイナブルな経済社会の構築に向けて

1. グリーントランスフォーメーションに向けた税制

(1) 「2050年カーボンニュートラル」目標の達成に向けた税制に係る基本的な考え方

- ・カーボンプライシング等の経済的手法について、国内経済活動全般等に極めて大きな影響を与えることに留意しつつ、各種観点から、丁寧な議論・精査の上で、最適なあり方を追求すべき。
- ・成長に資する税制の基本的視点は、①企業にとってCO2削減に資する主体的な取り組みへのインセンティブ措置とすること、②エネルギーコストが国民生活や産業の国際競争力にこれ以上深刻な影響を及ぼさないこと、③国際的な連携や産業競争力基盤を確保すること。
- ・これらを踏まえれば、炭素税は、現状では新規導入の合理性は明らかとは言えない。今後、既存のエネルギー関係諸税全体について、CO2排出量を勘案しつつ、総合的な見直しを進めるべき。その際、既存の地球温暖化対策税について、廃止も含めてあらゆる選択肢を排除せずに、所要の見直しを行うべき。また、原料用途免税の本則非課税化等についても引き続き検討すべき。

(2) 環境価値に前向きな企業等の取り組みの促進

- ・非化石証書購入費用の全額損金算入可能の取扱いを継続すべき。ESG債に係る税制上の優遇措置の創設を検討すべき。等

2. 自動車関係諸税

(1) 自動車関係諸税の抜本的見直し(取得・保有段階を1つの税目により簡素化することや、課税標準のあり方等を見直す方向で検討すべき)

(2) CN実現に資する電動車普及加速のための所要の措置(減免措置や、充電インフラ等に係る固定資産税の減免等)

3. ライフコースの多様化に即した税制措置

(1) 所得・資産関係税制のあり方に関する基本的な考え方

- ・個人消費の維持・拡大や、次世代の人的資本の蓄積に寄与する役割を担うべき。併せて、個人の職業の選択に中立的な所得税制(退職所得控除のあり方を含む)が検討されるべき。等

(2) 金融・証券・保険税制(金融所得課税の一体化、NISA制度の拡充、上場株式等の相続税評価の見直し、生命保険料控除制度の拡充等)

IV. 国際経済秩序の再構築に資する国際課税の枠組みに向けて

1. デジタル経済における国際課税

(1) 第1の柱(利益配分ルール)

- ・国際合意及び実施の暁には、一国的な税制措置は検討中のものを含めて早急かつ確実に取り下げられるべき。
- ・利益A(市場国への新たな課税権配分ルール)について、レベニューソーシング等、企業の実務負担に照らして簡素なものとするべき。等

(2) 第2の柱(ミニマム課税)

- ・最低税率を下回る法域における進出済み企業に対する経過措置を講じつつ、カーブアウト、簡素化オプション等の技術的論点について、企業の税負担・実務負担軽減の観点で検討を進めるべき。
- ・データ等の無形資産の集積や、新たな研究開発投資を後押しする税制措置について検討を行うべき。等

2. 国内法関係

- ・「第2の柱」の国内法制化を見据えて、以下の3つの視点でわが国CFC税制の抜本的簡素化を早期に行うべき。

視点1: わが国CFC税制を真に租税回避と言えるものに一層特化すること(30%基準を廃止し、20%基準に一本化等)

視点2: ポスト・コロナ時代をにらみつつ、企業活動の変化に即して、制度を適応させること(事業基準、実体基準・管理支配の不断の見直し等)

視点3: 事務負担への適切な配慮を行うこと(別表・付表の数を整理・統合により減らし簡素化すること等)等